

令和6年1月24日

届出事業者各位

住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社住宅あんしん保証

令和6年能登半島地震による災害に伴う「基準日届出」の事務の取扱いについて

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震による災害が極めて甚大であることに鑑み、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第4条又は第12条の規定に基づく「基準日届出」について、届出期限の延長に関する取扱いが公表されましたので、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 対象地域について

令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域同法の適用状況については[こちら](#)をご覧ください。

2. 届出について

(1) 届出期限について

対象地域に主たる事務所を有する建設業者又は宅地建物取引業者で、第26回基準日（令和6年3月31日）に係る基準日届出をしようとする者（以下「届出事業者」といいます。）が、令和6年能登半島地震による災害のために、当該基準日届出を行うことができないと認められる場合には、令和6年4月30日までに当該基準日届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問われません。

(2) 届出書類について

対象地域に主たる事務所又は従たる事務所を有する届出事業者が、今般の災害のために、資力確保措置の状況の届出において必要な書類の一部を添付することができないと認められる場合には、不足する書類を一定期日までに許可行政庁又は免許行政庁宛てに提出する旨の誓約書、災害により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を作成して提出していただくこととなります。

以上の内容につきましては[国土交通省「住宅瑕疵担保履行法および住まいの安心総合支援サイト」](#)に掲載されております。ご不明な点がございましたら、[許可行政庁又は免許行政庁](#)にお問い合わせください。

以上